3/2 朝福

非常時 国の指示権拡充

「特例」自治体は従う義務

政府は1日、地方自治法の改正案を閣議決定した。災害や未知の感染症など非常事態であれば、個別の法律に規定がなくても、国民の生命保護に必要な対策の実施を国が自治体に指示できるようにする。自治体は従う法的義務を負う。双方の意見の相違などで行政が混乱した新型コロナウイルス禍を教訓にした。中央集権体制を強化する内容で「地方分権が後退する」との批判も出ている。

国の指示権は現状、必要最小限に抑えられており、災害対策基本法や感染症法など個別法に規定があれば発動が可能。違法な事務処理をした自治体にも地方自治法に基づき是正を指示できる。

直近では、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設問題を巡り、工事の設計変更を承認するよう沖縄県に指示した。

改正案では現状のルールに加え、非常事態が発生し、国民の生命保護のために指示が特に必要と判断した場合は発動できるようにする。国と地方の関係を「対等・協力」と定めた地方分権の原則は維持し、非常事態に限った特例と位置付けた。

指示権発動の前には、自治体からの意見聴取に努めなければならない。最終的には全閣僚の同意が必要な閣議決定を経る。

松本剛明総務相は1日の記者会見で、発動要件を厳格にしたと強調したうえで、「法案の趣旨や、内容を丁寧に説明し、理解を得られるようにしたい」と述べた。

新型コロナ禍では、初の緊急事態宣言発令を前にした2020年春、国と一部の都道府県との間で、休業要請の内容や範囲を巡って意見が対立した。当時の個別法では、宣言発令前に国の指示権は発動できず、調整が難航した。

日弁連は今年1月、法改正に反対する意見を公表。「（現場のある自治体に比べ）限定的な情報しか持たない国の判断に従うよう義務付けるのは誤っている」と指摘し「対等関係を定めた地方分権改革の真逆な成果をないがしろにする」と批判した。

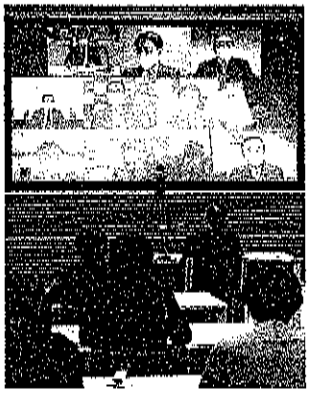

新型コロナウイルスで初の緊急事態宣言が出され、対応を協議した全国知事会の会合＝2020年4月、東京都千代田区で

地方自治法改正案 閣議決定

知事会、分権後退懸念

自治体に対する国の指示権を拡充する地方自治法改正案について、政府は「非常時に国の責任を果たすために必要な法案」として早期成立を目指す。全国知事会など地方側は必要性に理解を示しつつ、指示が乱発されれば、国と自治体の対等関係が損なわれると懸念している。

■優先

「国民の生命を保護するための的確、迅速な対応を可能にする」。松本剛明総務相は1日、法案決定後の記者会見で、国の指示権を拡充する意義を説明した。

新型コロナウイルスの感染拡大当初、政府と自治体の間で意見が対立する場面が度々見られた。特に企業や店舗への休業要請を巡っては、住民の健康や地域の衛生環境を守るとして対象範囲を広げたい東京都と、感染拡大を防ぎつつ経済を回すために限定的にしたい国との調整が難航した。

今後、同様の事態が起きれば、指示権を発動し、国の意向に従わせることが可能になる。総務省幹部は「国と自治体で判断が割れたとき、国を優先すると決めておかないと混乱する。最終的な責任は国が果たす必要がある」と語る。

■対等

2000年施行の地方分権一括法は、国と自治体の関係を「上下・主従」から「対等・協力」に改めた。指示をはじめとする自治体行政への国の関与は必要最小限に抑え「自治体の自主、自立性に配慮しなければならない」とも定めている。

全国知事会は今年1月、総務省に要望書を出した。「指示権拡充は理解するが、国と自治体の対等関係が損なわれる恐れもある」として、安易に指示権を発動できない仕組みを求めた。

これを政府は受け入れ、自治法改正案には「自治体に指示する場合は、事前に資料や意見の提出を求めるなど適切な対応に努めなければならない」との規定を盛った。

■混乱

これが歯止めになるのか。米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古移設を巡り、政府は昨年末、県に代わって軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更を承認する代執行に踏み切り、1月には工事に着手した。

代執行は国が委ねた「法定受託事務」を自治体が怠った場合などに行使される。自治体の権限を奪うことになるため、高裁への提訴を経るなど厳しいハードルを設けているが、政府は軽々と乗り越えた。

中央大の磯崎初仁教授（地方自治論）は、今回の指示権拡充について「地方自治法は本来、国と自治体の役割分担を守るための法律で、非常時の対応は個別の法律で定めるべきだ。コロナ禍を振り返っても、現場から遠い国が強権的に指示しても混乱するだけだ」と批判した。
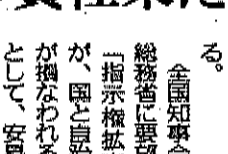
コロナ禍教訓 政府「国の責任果たす」